



梅雨明けとともに、猛暑の夏がやってきました。

果樹生産者の方々はモモやスモモの出荷期となり、忙しい毎日ではないでしょうか。甲府などの内陸部では、気温が上昇し、35℃以上の猛暑日が多く、場所によっては体温超えの危険な暑さになることが予想されています。猛暑日になると熱中症の危険性が極めて高くなり、熱中症警戒アラートが発信されます。そんなときには、こまめな水分補給をするなどして十分に気をつけて農作業を進めていただければと思います。

## 熱中症

に気をつけよう！



# 臨時神金振興会代表者会



7月3日に旧JA神金支所を会場にして、臨時神金振興会代表者会が開催されました。

旧JA神金支所の建物について、JAと区長会との間で賃貸契約が結ばれたことから、現地確認をしながら、名称や利用方法について検討しました。



## 共選所開き・目合わせ

6月22日、昨年より6日遅く大石早生の目合わせが第1共選所にて開催され多くの生産者が参加しました。

志村生産部長からは、「出荷作業は、一連の果樹栽培の仕上げとなるので、最後までがんばっていただきたい。」と挨拶がありました。

その後、販売担当から販売状況について、指導員から出荷要項について説明があり、生産者が確認していました。



## 上条集落見学会&じゃがいも収穫体験会

7月5日に「上条を活性化する会」主催のジャガイモ収穫体験会が開催され、ジャガイモの収穫体験や野菜・果物の販売、上条集落見学会も行われました。



# 神金の歴史

地元の歴史研究家でもある故飯島卓郎氏が、神金小学校PTA会報「ふもと」に執筆し寄稿した「神金の歴史」をシリーズで紹介します。

## 神金村と東京市との行政訴訟について 五

事ある毎に争い、時には流血の惨事までもたらした二つの派閥も、東京市から特別税反別割を徴取することについては村論は一致した。全村民は行政裁判の勝利を期待してきた。四ヶ年の歳月を経て漸く判決の日も迫ってきた時、関屋山梨県知事は行政裁判所の判決によっての解決は、将来両自治体に行政上の禍根を残す恐れがあるからとの理由にて、和解調停による解決に乗り出してきた。

神金村出身で甲府市選出の県議会副議長矢崎朝芳氏が、県の依頼を受け種々好条件をかざし精力的に説得に努力した。その結果和解解決が得策であると信じる村民が増加してきた。しかし和解によらず裁判によって決着をつけた方が有利とする村民もあり、又また両派に分かれ対立した。今度は今までと様子が異なり、民政・政友の政党の枠を越えて入り交じった派閥の対立となった。

両派が対立して両すくみの状態にて1ヶ年余を経たが、村長は依然として選出できなかつた。その様な中において村長代理助役廣瀬真朔氏は突如昭和九年一月一日午前九時三十分、急施村会を召集し村長選挙を執行しようとしたが、出席議員は五名にて村議会は成立しなかつた。再度二日七時三十分村議会を召集したので、これを知った反対派とこれに対応して両派村民三百余名が二日早朝役場に殺到し、不穏な情勢となった。日下部警察署では輿水所長以下警察官五十余名が出動して取り締まったので漸く事なきを得た。両派村民は解散し、村会は無期延期となった。

これに対し県当局は直ちに村長職は県の職務管掌とし、県属羽田太三氏が一月二日付にて就任した。このことは一月三日の山梨日日新聞に大きく報道された。(職務管掌とは、村長に統治能力がないため執行代行者が派遣されるのであるが、村にとっては誠に不名誉この上ないことである。神金村では明治四十三年十月に、当時の収入役の経理事務の乱脈により、東山梨郡庁から収入役は懲戒免職、村長は監督不行届にて引責処分となり、県の職務管掌を受けたことがある。)

\*次ページに続く

# 神金の歴史

県属羽田太三氏が一月二日に臨時村長になったが一月七日付で退職し、続いて一月七日に県属萩原一重氏が村長に就任していることが歴代村長名簿に記載されている。羽田氏が風邪のため退職し萩原氏に代わったのである。村長代理助役廣瀬真朔氏は一月九日付で辞職、一月十一日急施村会に於いて文珠川幸盛氏が村長に選任されたのである。

和解派の勝利によって以来、県の斡旋による和解工作は順調に進行したのである。六ヶ年に及び難航した東京市との行政訴訟も昭和九年三月六日に取り下げられたのである。同年三月八日東京市と歴史的和解が成立した。和解示談解決書が両者に於いて取り交わされたのである。

## 示談解決書

- 一 東京市の神金村に多する寄付金は昭和八年度より年金貳千円に増額するものとする。（従来は金七百五十円）
- 一 東京市は前項の外神金村に対し昭和四年度より昭和七年度に至る四ヶ年分の寄付金として、一時金六千円を昭和九年四月中に交付するものとする。

昭和九年三月八日

神金村村長 文珠川幸盛  
東京市長 手塚虎太郎

以下、付帯条項七箇条までであるが省略する。

長期にわたった事件も一応決着はついた。県との約束の小田原橋も鉄筋コンクリート橋に掛け替えになり、経済更生指定村にもなり一時金六千円の内五千円にて小学校校舎八教室一棟を増築した。新たに助役も選任され和解派は勝利感に浸っていた。

しかし、突如役場の正面に縦三米弱、横二米半の石碑が建てられた。それは行政訴訟の代理人廣瀬好恵氏の厳父元村長和吉氏が、息子が六ヶ年にも及び心魂を傾けて努力した苦労が水泡に帰したことへの痛恨の念が刻まれたものである。この碑が道路際に建てられたので、交通に危険であるということで警察から撤去の申し入れがあった。しかし、屋敷の中なら宜しいだろうと家を建てて碑を囲んだのである。

その後、廣瀬氏に対する同情と、行政裁判の経過等実情を聞き、和解解決は早計であったという声が拡がり和解派は批判を受けた。昭和二十八年十二月、神金村は上萩原の藤七墓地に廣瀬好恵氏の功績を頌え石碑を建てた。同時に和吉氏の建てた家屋と土地は神金村に寄付された。

斯くして行政訴訟問題も解決し、今日に至っている。